

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業について

令和2年12月16日  
健康福祉局  
商工労働局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県からの要請に応じ、酒類を提供する飲食店が酒類提供時間及び営業時間の短縮等を行った店舗に対する支援。

2 概要

(1) 支給対象

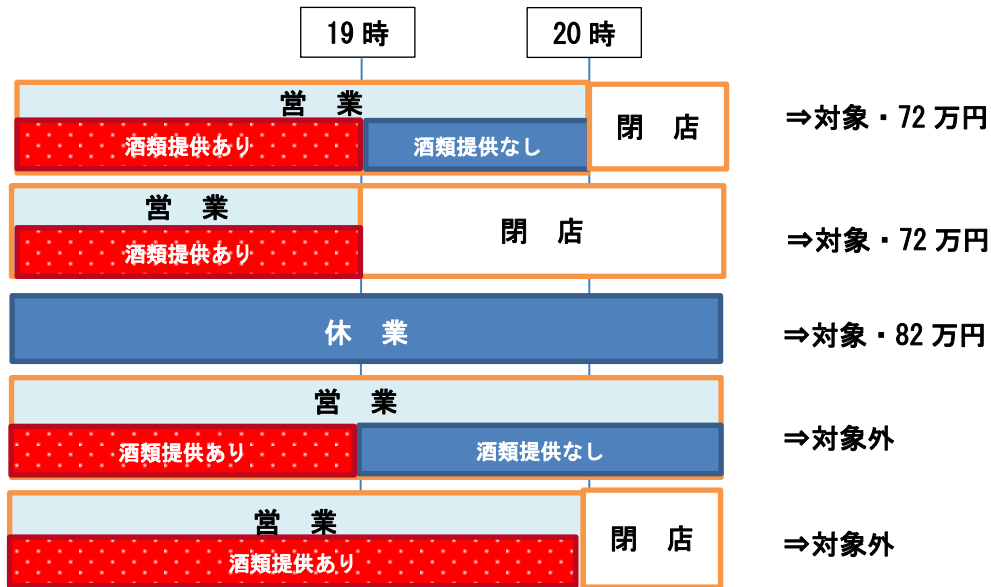
県からの要請に協力いただいた県内の酒類を提供する飲食店

(2) 支給要件・支給額

協力要請期間である令和2年12月17日から令和3年1月3日（全期間）

協力要請期間中に酒類の提供時間を5時から19時までかつ 営業時間を5時から20時までの間に短縮した酒類提供飲食店	一店舗当たり72万円
協力要請期間中に休業した酒類提供飲食店	一店舗当たり82万円

※本来酒類を提供していない飲食店や営業終了時間が20時以前までの飲食店は対象外



3 問い合わせ先 ※補正予算案が可決された場合に実施

令和2年12月17日（木）13時から開設

広島県協力支援金センター：082-259-3018（9時～12時，13時～17時）

※土日，祝日を含む毎日，ただし年末年始（12月29日～1月3日）を除く。